

## 1. 入札参加資格

- (1) 大阪市入札参加有資格者名簿に当該案件に応じた種目で登録されていること
- (2) ① 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること  
② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること  
③ 入札日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと  
④ 入札日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き入札日現在による。
- (4) 入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
- (5) 入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、本市の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること

## 2. 入札参加手続等

- (1) 入札は紙により行う。郵便等は認めない。
- (2) 入札の辞退  
入札書を投入後の辞退は認めない。
- (3) 入札予定価格  
落札者決定後に大阪市ホームページにおいて公表する。
- (4) 設計図書の取得方法  
公告本文にて定める。
- (5) 設計図書等に対する質問  
質問、回答の日時、方法について公告本文にて定める。
- (6) 上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文にて定める。

## 3. 関係会社の参加制限

- (1) 資本関係  
以下のいずれかに該当する 2 者の場合
  - ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
  - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係  
以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
  - ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (3) 以下のいずれかに該当する2者の場合
  - ① 組合とその組合員
  - ② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
  - ③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
  - ④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
  - ⑤ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

#### 4. 入札の方法等

- (1) 入札日時・場所は公告本文にて定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。
- (2) 入札参加者がない場合は当該入札を取り止める。
- (3) 入札書の提出
  - ① 入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
  - ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること。
  - ③ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと。
  - ④ 入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。
  - ⑤ 投入された入札書は訂正、再提出又は撤回をすることはできない。

#### 5. 再度入札

開札の結果、落札候補者がないときは、再度の入札を直ちに行う。なお、回数については基本1回とする。その方法については、その都度本市から指示する。

#### 6. 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (3) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札
- (4) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (5) 低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、次の項目に該当する場合
  - ① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
  - ② 価格による失格基準を設定する案件において、同基準を下回る価格の入札
- (6) 3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札
- (7) 大阪市万博推進局所定の入札書を用いないでした入札
- (8) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (9) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札

## 7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ① 当該落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
  - ② 当該落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
- (5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、当該落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、入札日((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が本市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする、以下同じ)の勤務時間(職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に定める勤務時間、以下同じ)内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。(資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで(開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後4時までとする。再度入札となった場合は午後5時までとする。)に限り理由書(落札候補者用)の提出を受け付け、大阪市がやむを得ないと認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。)
- (6) (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- (8) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
  - ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
  - ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
- (9) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

## 8. 落札の決定日

原則として、落札の決定日は開札日(再度入札の場合は、その開札日)の翌日から起算して、資格審査資料の提出の必要がある案件については、5日(大阪市における執務の休日を除く。)後とし、資格審査資料の提出の必要がない案件については、3日(大阪市における執務の休日を除く。)後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。

## 9. 審査順位の公開

開札の結果は、全ての入札参加者の名称及び入札金額を記載した入札結果表により公表するものとする。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあたっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあたっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

### (2) 契約保証金 契約金額（単価契約にあたっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあたっては、契約金額を1年当たりの額に換算した額（契約期間が12月末満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額））の100分の10以上納付

ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

- ① 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
- ② 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- ③ 契約金額（単価契約にあたっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあたっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

## 11. その他

- (1) 低入札価格調査制度を適用する場合、又は、最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。
- (2) 提出された資格審査資料、根拠資料等は、申請者に無断で他に使用しない。
- (3) 契約条項を示す場所 万博推進局物品供給等入札案件の「公告（公募）文その他添付資料」欄
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 大阪市側の都合等により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
- (6) 仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
- (7) 入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること。
- (8) 落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
  - ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
  - ② 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
- (9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (10) この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。